

〔訳注〕
訳注 日本文徳天皇実録 (七)

日本文徳天皇実録巻第二 起嘉祥三年七月尽十二月

● 九月壬辰 (十八日)

【書き下し】

壬辰。^(下)① 播磨国足速・手速神に従五位下を授く。

【現代語訳】

十八日。播磨国足速・手速神に従五位下を授けた。

林中木告

原村本井

由み久幸

美ど

子り子男

【注釈】

①播磨国足速・手速神 現兵庫県姫路市の広嶺山山頂に鎮座する広峰神社の祭神、脚摩乳神あしなすちと手摩乳神てなすちのことか。

脚摩乳神・手摩乳神は元々広峰社北方の向山に祀られていた風の神で、鎌倉時代に当社左殿に合祀されたという

〔兵庫県神社誌〕所収「寛政六年神社記録」。同社は式外社で、現在は正殿に素戔嗚尊・五十猛命同素神、左殿に奇稻田媛

命・脚摩乳命・手摩乳命、右殿に正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と、ほか多くの神々を祀る。創祀について『兵庫県神

社誌』は、神功皇后が征韓の際、白幣山（同母神）（現社殿西峰）に素戔嗚尊を祀つて勝利を祈願したとの伝承を記す。『改曆

雑事記』は天禄三年、西峯から遷座したとする。また、貞観八年七月十三日紀にみえる「播磨国无位速素戔嗚鳥神・

速風武雄神」は広峰社の主祭神と同一とみられ、その称からも窺えるように、広峰社が本来風の神を信仰していた

ところに、記紀神話に風の神としてみえる素戔嗚尊らが祭神として当てはめられたのであろう。姫路平野では現在

も冬の北風を「広嶺おろし」と称しており、広嶺山は風の源の地と考えられている。『二十二社註式』には、広峰

社の分霊を遷して祇園感神院（八坂神社）（現京都市東山区）が創祀されたと記しており、『播磨鑑』はその時期を貞観十一年と

する。感神院同様、広峰社もこの頃までに疫病退散の信仰が加えられたものと思われる。

（林原）

●九月乙未（二十一日）

【書き下し】

乙未（廿一） ①神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主を遣わし、②摂津国住吉大神社に向かい、宝幣を奉らしむ。宿禰に賽す

るなり。

【現代語訳】

二十一日。神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主を遣わして、摂津国住吉大神社に向かわせ、奉幣させた。八十嶋祭を無事におこなえたことに対して感謝するためである。

【注釈】

① 神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主 七月丙戌（十一日）条注釈⑦参照。

② 摂津国住吉大神社 現大阪市住吉区住吉にある住吉大社のこと。摂津国一宮。全国二千余の住吉社の総本宮で、

海上安全の守護神、または御禊の神・和歌の神としても信仰された。（第一本宮）底筒男命の和魂、中筒男命の和魂、表筒男命（第二本宮）

の和魂、息長足姫命（神功皇后 第四本宮）を祀る。神功元年二月紀によれば、征韓に際し神助があり、凱旋後、「吾和魂、宜居大津

（みなくら）渟中倉之長峡」との神教により田裳見宿禰に筒男三神を鎮祭させたと伝える。神功皇后は住吉神の神託によって祀

られた。田裳見宿禰の裔を称する津守氏が代々神主として奉祀している。『延喜式』神名帳の摂津国住吉郡「住吉

坐神社四座（並名神大・月次・祖幣・新幣）」に比定され、ほか祈年・祈雨・八十嶋祭（本月壬午（八日）条参照）にあずかり、特に開遣

唐船居祭では遣使奉幣がおこなわれた。（七二九・四九）天平年間に従三位、次いで正三位、延暦三年六月勲三等、同年十二月従二

位、大同元年（八〇・六）従一位、間もなく正一位となっている。歴代天皇・上皇の行幸、奉幣の例は頗る多いが、特に南北朝

時代、南朝の後村上・長慶が当社の神主邸内に行宮を設けたことは著名である（国指定史跡「住吉行宮跡」）。

（林原）

● 九月丁酉（二十三日）

【書き下し】

丁酉^(廿三) ①参議左衛門督正四位下藤原朝臣長良の階を従三位に進む。是より先、②七月に大水し、③山崎橋断つ。帝以爲えらく、河橋の壊れ易きは、水の浸囓に依れり。其の便地を得ば、自ら害する所無からん、と。是の日詔すらく、④中納言安倍朝臣安仁・⑤源朝臣弘・⑥参議滋野朝臣貞主・⑦伴宿禰善男等を遣わし、山崎に就き、以て利害を察し、其の便地を求めしめよ、と。乃ち定めて橋を置く。

【現代語訳】

二十三日。参議左衛門督正四位下藤原朝臣長良に従三位を授けた。これより前に、七月の大雨で、山崎橋が落ちた。文徳が考えるに、「河の橋が壊れやすいのは、水の浸食によるものだ。適地に架橋すれば壊れにくくなるだろう」と。この日詔するに、「中納言安倍朝臣安仁・源朝臣弘・参議滋野朝臣貞主・伴宿禰善男らを遣わして、山崎へ行き、土地の状況を調査し、その適地を探させよ」と。そこで場所を定め、架橋した。

【注釈】

- ①参議左衛門督正四位下藤原朝臣長良 四月甲子(十七日)条注釈⑱参照。
 ②七月に大水し… 七月己亥(二十四日)条の大雨のこと。宮中でも大極殿の龍尾道が決壊した。
 ③山崎橋 淀川の山崎(現京都府乙訓郡大山崎町)―橋本(現京都府八幡市)間にあった橋。山崎の別称から河陽橋ともいった(嘉祥元年八月辛卯(五日)紀)。『行基年譜』によると、神亀二年九月一日、行基が山崎川^(淀川)の畔で船を得られず留まった際、河中の一大柱がかつて道昭の渡した柱であることを聞き、自らも発願して同月十二日より橋を渡

し始めたという。同年譜所引「天平十三記」には、行基の架けた六橋の内の一つとして見え、「在乙訓郡山崎郷、神亀二年九月十二日始起」とある。また延暦三年(七八四)には、阿波・讃岐・伊予三国に山崎橋を造る料材を進めさせている(七月癸酉(四日)紀)。時に長岡京の造宮期に当たり、山崎橋の重要性が高まったことによるものであるろう。

承和八年洪水のため橋が落ち(九月朔紀)、嘉祥元年にも橋が断絶して六間を残すのみとなり(八月辛卯(五日)紀)、

本日条でも橋が落ちてゐる。天安元年には橋の南北に橋守を置いており(類三 卷第十六、道橋事所載、天安元年四

月十一日付太政官符「応差置橋守并橋辺有勢人加檢校事」、橋守が必要なほどの通行量があったことがわかる。また

貞観十五年(八七三)には、乗馬のまま渡ることや、燭を持って渡ることを禁じる太政官符が出された(同所載、貞観十五年

正月二十三日付太政官符「応禁制往還諸人騎馬過山崎橋事」。同十六年の大風雨では、橋南の家や橋桁に衝突した倉が

壊れ人も没したが、橋は流れず(八月二十四日記)、しかし元慶七年(八八三)には一間が焼亡している(五月二十五日記)。以

後、『延喜式』に敷板進上のこと、『貞信公記』延長五年六月三日条や天慶八年十二月一日条に造山崎橋使が任命さ

れている様子がみえるが、長徳元年(九九五)の一条の石清水行幸時にはすでに橋はなく、船橋を架けて渡河している(『紀

略』十月二十一日条)。復旧費用を朝廷や国衙が負担できず、淀川水運の発達で必要性が減じたこともあり、中世を

通じて復活することはなかったようである。近年、発掘調査により山崎橋架橋地は確定しつつある(京都府教育委

員会『京都府埋蔵文化財調査報告書平成二十一年度』二〇一〇年ほか)。

④ 中納言安倍朝臣安仁 三月庚子(二十二日) 条注釈②参照。

⑤ 源朝臣弘 三月庚子(二十二日) 条注釈②参照。

⑥ 参議滋野朝臣貞主 三月庚子(二十二日) 条注釈③参照。

⑦ 伴宿禰善男 三月庚子(二十二日) 条注釈④参照。

●九月庚子(二十六日)

【書き下し】

庚子^(廿六)。①侍従従五位上嶋江王を遣わし、伊勢大神宮に向かわしむ。②神祇大副従五位下中臣朝臣逸志を③賀茂大神社に向かわしむ。④神祇権少祐正六位上占部業基を⑤尾張大神社に向かわしむ。告ぐるに賀瑞の由を以てす。建礼門の前に於いて大祓す。使を遣わすを以てなり。又五畿七道諸国に下知し、弊を名神に班つ。同じく賀瑞の由を告ぐ。是の日、⑥伊勢斎内親王嶋河に於いて禊す。勅すらく、⑦従四位下右中弁藤原朝臣氏宗を遣わし、修禊の事に従わしめよ、と。

【現代語訳】

二十六日。侍従従五位上嶋江王を遣わして伊勢大神宮に、神祇大副従五位下中臣朝臣逸志を賀茂大神社に、神祇権少祐正六位上占部業基を尾張大神社に向かわせ、祥瑞について奉告させた。建礼門の前で大祓をおこなった。使の発遣のためである。また全国に命じて名神に班幣させた。同じく祥瑞について奉告するためである。この日、伊勢斎王が賀茂川で禊をおこなった。勅するに、「従四位下右中弁藤原朝臣氏宗を遣わして、禊のことに従事させよ」と。

【注釈】

①侍従従五位上嶋江王 三月乙巳(二十七日) 条注釈⑦参照。

② 神祇大副従五位下中臣朝臣逸志 五月甲午(十七日) 条注釈①参照。

③ 賀茂大神社 八月丁巳(十二日) 条注釈②参照。

④ 神祇権少祐正六位上占部業基 卜部平麻呂(八〇七—八一)に同じ。業基は本日条の後、(八五六)齊衡三年に占部宿禰を賜姓されると、同四年外従五位下、(八五八)天安二年三月神祇権大祐、同七月宮主を兼ねた。一方、平麻呂は元慶五年十二月

五日の卒伝によると、神祇官の卜部として、龜卜により義疑を決するのに多くの効果をあげた才により、承和の初めに入唐した。帰国後神祇大史となり、本年の神祇少祐を経て齊衡四年に外従五位下、天安二年神祇権大祐兼宮主、(八六六)貞観八年三河権介、同十年従五位下、以後、備後・丹波介を歴任している。以上の職歴から、業基と同一人物と考えられる。また同八年二月十三日記に「外従五位下行神祇大祐卜部宿禰真雄為參河権介」、同十年正月七日記に

「外従五位下行參河権介卜部宿禰真雄(中略)並従五位下」とあり、業基↓真雄↓平麻呂と改名したようである。

⑤ 尾張大神社 伊勢・賀茂と並び書かれていることから、『延喜式』神名帳、尾張國中島郡の「太神社」(多神社)で

はなく、現名古屋市熱田区新宮坂町の熱田神宮のことだろう。同社は三種神器の草薙剣を祀っている。(天叢雲剣)『積日本紀』

所引『風土記』逸文に創建説話がみられるほか、景行五十一年八月壬子(四日)紀には「初日本武尊所佩草薙横刀、

是今在尾張国年魚市郡熱田社也」とみえる。(六六八)天智七年には新羅の僧道行が草薙剣を盗み出す事件があり、その後宝

劍は宮中に安置されたが、(六八六)朱鳥元年天武の病が草薙剣の祟りのためとされ、即日熱田社に送り返された。なお齋部

広成は、神器を祀る神社でありながら朝廷の奉幣がないことを失典の第一にあげて非難している(『古語拾遺』)。祀

職は代々尾張氏が担っており、『宇治拾遺』には、大宮司の威勢は国司にも勝ったと記されている。しかし平安時

代の末、大宮司尾張員職が娘を尾張国目代藤原季兼と娶わせ、子の季範が熱田明神の託宣によって大宮司職を継い

で以降、(一八七七)明治十年まで大宮司職は藤原氏(千秋氏)によって世襲され、尾張氏は権宮司職に留まった。源頼朝は母(季範の

（娘）の在所である熱田大宮司の館で生まれたとされ、熱田神を「外戚之祖神」（『吾妻鏡』健久元年十月二十七日条）として深く崇敬したため、京への行き帰りには必ず参詣し、鎌倉の鶴岡八幡宮にも熱田社を勧請している。

⑥伊勢斎内親王 晏子内親王。七月甲申（九日）条注釈①参照。

⑦従四位下右中弁藤原朝臣氏宗 四月丙寅（十九日）条注釈②参照。

（林原）

●十月乙巳（一日）

【書き下し】

冬十月乙巳朔。①従五位下文室朝臣笠科を勘解由次官となす。②正五位下菅原朝臣是善を加賀權守となす。文章博士は故の如し。

【現代語訳】

一日。従五位下文室朝臣笠科を勘解由次官とした。正五位下菅原朝臣是善を加賀權守とした。文章博士は元の通りとする。

【注釈】

①従五位下文室朝臣笠科 三月庚子（二十二日）条注釈⑱参照。

②正五位下菅原朝臣是善 四月甲子（十七日）条注釈⑳参照。

●十月丁未（三日）

【書き下し】

丁未^(三)。勅すらく、①忠良親王に②帯剣を賜う、と。

（木本）

【現代語訳】

三日。勅するに、「忠良親王に帯剣を許す」と。

【注釈】

①忠良親王（八一九―七六）嵯峨第四子^(八三四)（承和元年二月乙未（十四日）紀）。母は百済王貴命。十六歳で元服し、四品となる。上総・常陸太守を経て、承和七年兵部卿、本年正月丙戌（七日）三品となり、本日条に至る。三十二歳。

②帯剣 四月乙酉（二日）条注釈³⁷参照。

（木本）

●十月己酉（五日）

【書き下し】

己酉^(五)。①中納言正三位源朝臣定・②左京大夫従四位上正行王を遣わし、③山科山陵に向かわしむ。④散位従五位下春

原朝臣末繼・⑤内舍人從六位下安倍朝臣弘行を⑥前田原山陵に向かわしむ。⑦右京大夫從四位下藤原朝臣諸成を⑧後田原山陵に向かわしむ。⑨參議正四位下滋野朝臣貞主・⑩掃部頭從五位下滋野朝臣善蔭を⑪柏原山陵に向かわしむ。

⑫中納言從三位源朝臣弘・⑬彈正大弼從四位上藤原朝臣衛を⑭楊梅山陵に向かわしむ。⑮中納言正三位安倍朝臣安仁・⑯從四位下宮内大輔房世王を⑰嵯峨山陵に向かわしむ。⑱從三位大藏卿平朝臣高棟・⑲散位從四位下藤原朝臣輔嗣を⑳大原山陵に向かわしむ。㉑參議從四位上伴宿禰善男・㉒侍從從五位下藤原朝臣諸葛を㉓深草山陵に向かわしむ。㉔告ぐるに賀瑞の由を以てす。策文に曰く、天皇恐み恐みも、掛けまくも畏き山陵に申し賜へと申さく。維嘉祥三年八月十七日に、公卿等奏せらく、㉕摂津国・美作国・備前国並びに白亀を献り、㉖石見国甘露を献れらくを進ると奏せり。此くの如き世に希なる㉗大瑞は、是れ薄徳の感じ致しむべき物には非ず、掛けまくも畏き山陵の慈み賜ひし賜へる物なりと為てなも、㉘貴び喜び受け賜り畏まる状を、㉙進み出て恐み恐みも申し賜はく、と申す、と。

【現代語訳】

五日。中納言正三位源朝臣定・左京大夫從四位上正行王を遣わして山科山陵に向かわせた。散位從五位下春原朝臣末繼・内舍人從六位下安倍朝臣弘行を前田原山陵に向かわせた。右京大夫從四位下藤原朝臣諸成を後田原山陵に向かわせた。參議正四位下滋野朝臣貞主・掃部頭從五位下滋野朝臣善蔭を柏原山陵に向かわせた。中納言從三位源朝臣弘・彈正大弼從四位上藤原朝臣衛を楊梅山陵に向かわせた。中納言正三位安倍朝臣安仁・從四位下宮内大輔房世王を嵯峨山陵に向かわせた。從三位大藏卿平朝臣高棟・散位從四位下藤原朝臣輔嗣を大原山陵に向かわせた。參議從四位上伴宿禰善男・侍從從五位下藤原朝臣諸葛を深草山陵に向かわせた。祥瑞のことを報告するためである。策文に言うには、「天皇が謹んで、恐れ多き山陵に申しあげよと申すには、『嘉祥三年八月十七日に、公卿たちが奏するには、摂津国・美

作国・備前国がそろって白亀を献り、石見国が甘露を献ることを奏した。このような世に稀な大瑞は、この薄徳である私が出現させたものではなく、恐れ多き山陵が慈み示しくくださった物と、貴び喜びお受けすることを、進み出で謹んで申しあげる』と申す」と。

【注釈】

① 中納言正三位源朝臣定 三月庚子（二十二日）条注釈⑫参照。四月甲子（十七日）に正三位となっている。

② 左京大夫從四位上正行王 三月乙巳（二十七日）条注釈⑩参照。

③ 山科山陵 天智の陵。山科（音）陵とも。天長元年（八二四）に山科・後田原（光仁）・大枝（高野慈）・柏原（桓武）・長岡（藤原基）・後大枝（平城）・楊梅（高野聖王）・石作の八陵に

ついて、献荷前使は参議以上か三位以上の者を立てることが定められており（『類聚符宣抄』第四、帝皇（荷前）所載、天長元年十二月十六日付宣）、陵墓制度が整えられていく中で当陵が重要視されていたことがわかる。『延喜式』

諸陵寮に「山科陵 近江大津宮御宇天智天皇、在山城国宇治郡、兆域東西十四町、南北十四町、陵戸六烟」とあり、近陵とされる。

④ 散位從五位下春原朝臣末繼（生没年不詳）本年正月丙戌（七日）正六位上から從五位下となり、本日条に至る。出自不詳。延暦（八〇五）二十四年二月乙卯（十五日）紀に永世王・末成王・末繼王が春原真人を賜姓されていることがみえる。朝臣に改姓した時期は不明であるが、弘仁（八二三）十四年正月癸亥（七日）紀に「春原朝臣永世」とみえることから、同時に賜姓された末繼もこの時すでに朝臣に改姓していたものと思われる。春原氏については、『姓氏録』に真人姓の記載はなく、左京皇別に「春原朝臣 天智天皇々子浄広彦河島王之後也」とある一方、『統群書類從』第七輯上、系図部所収の「春原系図」は、大同（八〇六）元年五月己卯（十六日）に春原朝臣を賜姓された志貴皇子玄孫の五百枝王を春

原氏の始まりとしているなど、史料に矛盾がみえ、不明な点が多い。

⑤内舍人従六位下安倍朝臣弘行（生没年不詳）安仁（注釈⑮）の息か（宝賀寿男編著『古代氏族系譜集成』）。六国史における初見。^{（八六八）}貞観十年正月七日紀に正六位下大藏大丞とみえるが、この間の経歴は不明。

⑥前田原山陵 志貴皇子の陵。^{（春日宮天皇）}田原西陵とも。子の光仁の即位に伴い、志貴皇子には春日宮天皇の尊号が贈られ、墓も陵に改められた。『延喜式』諸陵寮に「田原西陵 春日宮御宇天皇、在大和国添上郡、兆域東西九町、南北九町、守戸五烟」とあり、遠陵とされる。

⑦右京大夫従四位下藤原朝臣諸成 六月乙丑（十九日）条注釈②参照。七月庚辰（五日）に備前国が白亀を献上しており、その際備前守として奏上したことが八月丙辰（十一日）条にみえる。

⑧後田原山陵 光仁の陵。田原東陵とも。崩御の翌年（天応元年）^{（七八一）}広岡山陵に葬られたが、延暦五年当陵に改葬された（吉川真司「後佐保山陵」『続日本紀研究』三三一号、二〇〇一年）。『延喜式』諸陵寮に「田原東陵 平城宮御宇 天宗高紹天皇、在大和国添上郡、兆域東西八町、南北九町、守戸五烟」とあり、近陵とされる。

⑨参議正四位下滋野朝臣貞主 三月庚子（二十二日）条注釈③参照。四月甲子（十七日）に正四位下となっている。また、八月庚戌（五日）条に「為相模守、宮内卿如故、仁寿二年二月乙巳（八日）条の卒伝に「参議正四位下行宮内卿兼相模守滋野朝臣貞主卒」とあることから、本日条においても宮内卿と相模守を兼ねていたことがわかる。

⑩掃部頭従五位下滋野朝臣善隆（生没年不詳）貞主（注釈⑨）の息か（宝賀前掲編著）。^{（八四六）}承和十三年に正六位下から従五位下に昇叙し、同年宮内少輔、翌年掃部頭に任じられ、本日条に至る。

⑪柏原山陵 桓武の陵。柏原陵とも。^{（八〇六）}大同元年の崩御に伴い、葛野郡宇多野に山陵地が定められたが、近隣で火災が頻発し、賀茂神の崇りとされたため、紀伊郡に変更された。『延喜式』諸陵寮に「柏原陵 平安宮御宇桓武天皇、

在山城国紀伊郡、兆或東八町、西三町、南五町、北六町、加丑寅角二岑一谷、守戸五烟」とあり、近陵とされる。

⑫ 中納言従三位源朝臣弘 三月庚子(二十二日) 条注釈②参照。

⑬ 彈正大弼従四位上藤原朝臣衛 (七九九―八五七) 内麻呂の第十子。母は永手の娘。五歳の頃、亡くなった母を追慕して、「母親というものは、なぜいつか必ず亡くなってしまうものなのか」と尋ねたことを内麻呂が珍しく思い、衛を嫡嗣としたという(天安元年十一月戊戌(五日) 条卒伝)。弘仁十三年従五位下に叙され、以後、天長四年(八二七)位上、同九年正五位下、同十年従四位下。承和七年には従四位上とみえる。官職は遠江守・木工頭・右少弁・式部少輔・同大輔・伊予守・藏人頭などを歴任し、承和九年には藏人頭から大宰大式となつて(「職事」)。同十四年に任期満了で帰京したが、その後の昇進は滞り、本年六月に彈正大弼となり、本日条に至る。五十二歳。卒伝には、式部小輔を勤めた際に、高位の親戚であつても不正を見逃さない姿勢が淳和に認められ、彈正大弼となつた際には身分の高い者たちからも恐れられたと記されている。

⑭ 楊梅山陵 平城の陵。楊梅陵とも。『延喜式』諸陵寮に「楊梅陵 平安宮御宇日本根子推国高彦尊天皇、在大和国添上郡、兆域東西二町、南北四町、守戸五烟」とあり、遠陵とされる。

⑮ 中納言正三位安倍朝臣安仁 三月庚子(二十二日) 条注釈⑪・乙巳(二十七日) 条注釈⑬参照。四月甲子(十七日)に正三位となつている。

⑯ 従四位下宮内大輔房世王 (?―八八三) 桓武の孫。仲野親王の息。承和十三年(八四六)に無位から従四位下、同十四年には治部大輔とみえる。同十五年に宮内大輔に任じられ、本日条に至る。なお、貞観五年(八六三)に平朝臣を賜姓されている。

⑰ 嵯峨山陵 嵯峨の陵。三月乙巳(二十七日) 条注釈⑬参照。

⑱ 従三位大藏卿平朝臣高棟 三月庚子(二十二日) 条注釈⑬・乙巳(二十七日) 条注釈⑱参照。

- ⑲ 散位従四位下藤原朝臣輔嗣（生没年不詳）永貞の息。（八二三）弘仁十四年従六位上から従五位下となり、天長二年に従五位上。（八四〇）内蔵頭を経て、承和七年越前守に任じられた。この任期滿了以降、散位となったものか。
- ⑳ 大原山陵 淳和の陵。大原野西嶺上陵とも。薄葬の遺詔により、承和七年五月戊子（八四〇）（十三日）骨を碎き大原野の西山の嶺の上に散骨した。荷前・国忌は停止され、『延喜式』への記載もない。
- ㉑ 参議従四位上伴宿禰善男 三月庚子（二二二）条注釈④参照。四月甲子（一七）に従四位上となつている。
- ㉒ 侍従五位下藤原朝臣諸葛（八二六―九五）南家巨勢麻呂流、侍従有統の長男。母は橘永継の娘。諸藤（四）四月甲子（一七）条注釈⑦参照の同母弟。六国史における初見。仁寿三年正月戊戌（八五三）（七日）条に正六位上から従五位下、（八五四）齐衡元年五月乙巳（二二二）条に次侍従に任じられていることがみえ、本日条とは矛盾する。なお『公卿』（八七九）元慶三年の尻付には承和十二年に但馬介と藏人に任じられたことがみえる。二十五歳。
- ㉓ 深草山陵 仁明の陵。三月癸卯（二二五）条注釈①参照。
- ㉔ 告ぐるに賀瑞の由を以てす 文徳即位後頻発している祥瑞について、平安朝歴代の天皇に加えて、文徳の直系祖先である天智・春日宮・光仁の山陵に奉告をおこなっている。山陵への祥瑞奉告については嘉祥元年七月壬午（八四八）（二十五日）紀に、大宰府からの白亀の献上により公卿を「十二諸陵」に発遣して奉告させた例がある。
- ㉕ 撰津国・美作国・備前国並びに白亀を献り 撰津は九月壬午（八）・己丑（一五）・乙未（二一）条、美作は六月丁巳（一）・八月丙辰（一）・九月己丑条、備前は七月庚辰（五）・九月己丑条を参照。
- ㉖ 石見国甘露を献れらくを進ると奏せり 五月戊戌（二一）・八月丙辰（一）・九月己丑（一五）条参照。
- ㉗ 大瑞 『延喜式』治部省、祥瑞条によれば、甘露は大瑞ではなく上瑞である。
- ㉘ 貴び喜び 「貴喜」は六国史において本日条が初見。以後、散見する。

⑳進み出て 六国史において「進出」は本日条と天安元年二月己丑(二十一日)条にしかみえない。

(木本・告井)

●十月辛亥(七日)

【書き下し】

辛亥^(七)。①山城国稻荷神の階を進めて従四位上を授く。②摂津国広田神に従五位下を授く。③大和国大和国魂神の階を進めて従二位を授く。④石上神及び⑤大神大物主神・⑥葛木一言主神等に並びに正三位。⑦夜岐布山口神に従五位下。⑧河内国恩智大御食津彦命神・恩智大御食津姫命神等に並びに正三位、⑨丹比神に従五位上。⑩伊勢国阿耶賀神に従五位上。⑪尾張国熱田神に正三位。⑫越前国氣比神に正二位。⑬筑前国宗像神に従五位上、⑭竈門神に正五位上。⑮筑後国高良玉垂命神に従四位上。⑯肥後国健甞龍命神に正三位。⑰伊豆国三嶋神に従五位上。

【現代語訳】

七日。山城国稻荷神の神階を進めて従四位上を授けた。摂津国広田神に従五位下を授けた。大和国大和国魂神の神階を進めて従二位を授けた。石上神及び大神大物主神・葛木一言主神らに並びに正三位、夜岐布山口神に従五位下、河内国恩智大御食津彦命神・恩智大御食津姫命神らに並びに正三位、丹比神に従五位上、伊勢国阿耶賀神に従五位上、尾張国熱田神に正三位、越前国氣比神に正二位、筑前国宗像神に従五位上、竈門神に正五位上、筑後国高良玉垂命神に従四位上、肥後国健甞龍命神に正三位、伊豆国三嶋神に従五位上を授けた。

【注釈】

- ①山城国稻荷神 現京都市伏見区稻荷山西麓にある伏見稻荷大社の祭神。同社は全国三万余を数える稻荷神社の総本社である。祭神は諸説があるが、現今は宇迦之御魂大神・佐田彦大神・大宮能売大神・田中大神、四大神で、これを稻荷大神（稻荷五社大明神）と称している。和銅四年二月七日初午日に稻荷山三ヶ峯に鎮座したと伝え、爾後、秦氏が禰宜・祝となつて奉祀した。国史上の初見は天長四年の従五位下叙爵で、以後、承和十年二月戊午（四日）従五位上、同十二年十二月庚辰（七日）「従四位下稻荷神預名神例」、本日条を経て、天安元年四月乙酉（十八日）稻荷神三前に正四位下、貞観元年正月二十七日稻荷神三前に正四位上、同十六年閏四月七日稻荷上中下三名神に従三位、延喜元年九月十五日稻荷三箇所大明神に正三位（『扶桑略記』）と昇叙し、天慶三年九月四日に従一位、同五年頃には正一位の極位に叙せられた（『紀略』）。それと相まって仁寿二年以降、朝廷より頻りに奉幣や封戸・神田寄進のことがあつた。『延喜式』神名帳の山城国紀伊郡「稻荷神社三座（名神六、月次・新嘗）」に比定され、ほか祈年と祈雨の幣にあずかつた。二十二社の一つにも加えられ、上七社第六に位している。
- ②撰津国広田神 現兵庫県西宮市大社町にある広田神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の撰津国武庫郡「広田神社（名神六）」に比定され、また二十二社の一つとして奉幣勅使の発遣のことがしばしばあつた。現祭神は撞賢木嚴之御魂天神向津媛命で、伊勢神宮内宮の天照大御神の荒魂という。神功元年二月紀によると、神功皇后が三韓から凱旋した時、「我之荒魂不可近皇居、当居御心広田国」との天照大神の神誨により、山背根子の娘葉山媛に斎き祀らせたと伝える。大同元年（八〇・六）に神封四十一戸。神階は本日条の後、貞観元年正月二十七日紀に「撰津国従三位勲八等広田神正三位」、同十年十二月十六日紀に「進撰津国正三位勲八等広田神階特加従一位」とみえる。
- ③大和国大和国魂神 現奈良県天理市新泉町にある大和神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の大和国山辺郡「大

和坐大国魂神社三座並名神六、月次、相嘗、新嘗」に比定される。本日条の後、貞観元年(八五九)に従一位、寛平九年(八九七)に正一位を授けられ、後に二十二社の一つに列している。崇神六年紀によると、天照大神と並んで宮中に祀られてあつたのを、同殿共床は畏れ多しとして、天照大神を豊鍬入姫命に託して笠縫邑に祀らせ、日本大国魂神を淳名城入姫命に託して祀らせたが、同七年十一月には改めて市磯長尾市いちしのながおちを倭大国魂神の祭主としたのを起源としているという。和銅七年二月丁酉(七一四)(九日)紀には大倭忌寸五百足を氏上とし神祭を司らせたとあるが、養老七年十月乙卯(七二三)(二十三日)紀には大倭国造とみえ、国造を兼ねていたことがわかる。

④石上神 現奈良県天理市布留町布留山にある石上神宮の祭神。同社は『延喜式』神名帳の大和国山辺郡「石上坐布都御魂神社相嘗、新嘗」に比定され、ほか祈年と祈雨の幣にあずかつた。現祭神は布都御魂大神(神劍)。記紀によれば、神武東征の折、本劍の威力によって紀伊熊野での難を免れたため、橿原に都すと宇麻志麻治命(物部皇祖)に殿内にて奉斎させ、崇神朝に今の地に遷して石上天神とし、物部氏の氏神としたとある。仁徳朝、布瑠宿禰の祖市川臣が神主となり、天武朝には諸家の宝物が子孫へと還された。天平二年(七三〇)神戸租稻三千八百余束、神護景雲二年(七六八)神封五十戸。延暦二十三年(八〇四)には社藏の器仗を兵庫に遷したが、神異のため間もなくこれを返納させた。翌二十四年の返還時には造石上神宮使が役夫十五万七千余人を積算している。大同元年(八〇六)には神封八十戸を有した。神階は本日条の後、貞観元年(八五九)に従一位、同九年正一位となっている。正殿および伴・佐伯二殿の鑰各一口は神祇官庫に納めて濫りに開くことを許さず、本社(八五九)の門鑰匙は官庫に納めて、祭事には官人・神部・卜部に門を開けさせ社地を掃除して祭に供すなど、朝廷よりの崇敬はほかと異なつた。上述のように武器の貯蔵に特別な性格を有するに至つたことは、武人の棟梁たる物部氏の氏神である点と、その鎮座地が大和平野から山辺郡に至る門戸という交通上の要衝にあり、有事の防備を負つたことなどが合わせ考えられる。ゆえに神庫の管理には歴代物部氏がこれにあたり(垂仁紀)、その

鑰は官庫に納めて嚴重に保管され、現在も境内の神庫に多数の神宝類が納められている。また、本社には元々本殿が無く、拜殿背後の禁足地に御正体たる神劍が埋納されていると信じられてきた。〔一八七四〕明治七年、発掘調査をおこなったところ、多数の玉類とともに一口の鉄製素環頭内反大刀が出土したため、真の霊であるとしてこれを本殿内に奉安し、現在に至っている。この時発見された遺物は四世紀代の物と推定され、禁足地が祭祀遺跡であったことを示している。また本殿の七支刀（国宝）は、その形状が奇古であるばかりでなく金象嵌の銘文があり、百濟から倭王に贈られた物で（神功五十二年九月丙子紀）、古代史上重要な資料である。

⑤ 大神大物主神 現奈良県桜井市三輪の三輪山（御諸山）にある大和国一宮大神神社の祭神。三輪神社・三輪明神とも。『延喜式』神名帳の大和国城上郡「大神大物主神社（名神・大月次・新嘗）」に比定され、ほか祈年と祈雨の幣にあずかった。二十二社の第九位。大物主神は大己貴神の和魂で、『古事記』神武段に三嶋湏咋の女勢夜陀多良比売との神婚を伝える。同書崇神段には、疫病が蔓延し多くの死者が出た時、大物主大神の教えによってその子意富多多泥古を神主となしこの神を祀らせたところ、疫病は止み、国内は平静に帰したという所伝を載せている。その後も幾度か神教の開示があり、天平九年四月乙卯紀には、「遣使於伊勢神宮・大神社・筑紫住吉・八幡二社及香椎宮。奉幣以告新羅无礼之状」とみえる。天平神護元年に神封百六十戸。神階は本日条の後、仁寿二年十二月乙亥（八五二）（十四日）従二位、貞観元年正月二十七日「従二位勲二等大神大物主神」に従一位、同年二月二日正一位となっている。

⑥ 葛木一言主神 現奈良県御所市森脇にある葛城一言主神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の大和国葛上郡「葛木坐一言主神社（名神・大月次・新嘗）」に比定される。『古事記』雄略段によると、天皇が百官を従え葛城山に登った時、向かいの山を行列や装束もそっくりに登って行く者があった。何者かと問わせるとそれと同じことを答え、怒って百官とともに矢をつがえると先方も同様にしたので、互いに名を名乗ろうというと、「吾は悪事も一言、善事も一言、言

ひ離つ神、葛城の一言主の大神なり」と言ったので、雄略は自分の太刀や弓矢以下百官の衣服まですべて献上し、拝礼した。すると一言主神は喜び、拍手して供物を受け、雄略が朝倉宮に帰る時は長谷の山口までこれを送った。これが一言主神の出現の初めだという。『書紀』雄略四年二月紀では、天皇が葛城山で狩りをしてしていると、自分とそっくりの容姿をしたこの神に会い、互いに名乗り合った後、馬の轡を並べて同じ鹿を追い駆けながら日暮れまで一緒に狩りをし、雄略の帰りを来目水まで送ったという。貞観元年正月二十七日紀に「正三位勲二等葛木一言主神（中略）並從二位」、同年九月八日紀に「一言主神（中略）等遣使奉幣。為風雨祈焉」とみえる。

⑦夜岐布山山口神 現奈良市大柳生町上出集落北端にある夜支布山山口神社の祭神。現祭神は素戔鳴命。同社は『延喜式』神名帳の大和国添上郡「夜支布山山口神社新大月次」に比定される。『大和志』は「在大柳生村、今称天王」と記す。「養布山山口神」とも記され、祈年祭、祈雨神祭にもあずかった。俗に神野宮・神野森ともいい、春日社の神戸

四ヶ郷の一つ大柳生郷の郷社として崇敬された。宝物には大般若経六〇〇卷・十六善神像と、境内の社務所後方には古墳、撰社には立磐神社・若宮神社がある。貞観元年正月二十七日紀に「從五位下勲八等穴師兵主神・片岡神・夜岐布山山口神並正五位上」、同年九月八日紀に「養父山山口神（中略）等遣使奉幣。為風雨祈焉」とみえる。

⑧河内国恩智大御食津彦命神・恩智大御食津姫命神 現大阪府八尾市恩智にある恩智神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の河内国高安郡「恩智神社二座祀名神大月次」に比定される。飲食を司る神徳があり、同書玄蕃寮によれば、新羅使に給う神酒の酒稻料を分享しており、正暦五年には疾疫鎮静の幣帛を受けるなど、河内国二宮として特殊な信仰を集めた。元は国道一七〇号線西側の「天王の森」に鎮座したが、近世、恩智城築城に際し同国道東側の山腹に移建されたと伝える。天平神護二年神封三十七戸。貞観元年正月二十七日紀に「正三位勲六等恩智大御食津比古命神・恩智大御食津比咩命神並從二位」、同年九月八日紀に「恩智神（中略）等遣使奉幣。為風雨祈焉」とみえる。

⑨丹比神 現大阪府堺市美原区多治井にある丹比神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の河内国丹比郡「丹比神社」に比定される。現祭神は火明命と瑞齒別命で、大山祇命・伊邪那岐命・伊邪那美命・凡河内倭女姫命・菅原道真公が配祀される。当地一帯は古代丹比郡に属し、『姓氏録』河内国神別に「丹比連 火明命之後也」とある丹比連氏が奉斎する社であったと考えられる。現在の祭神はこれに由来するものだろう。神階は、承和十四年十二月十二日に無位から従五位下を授けられ、本日条の後、貞観元年正月二十七日に正五位下となっている。同年七月十四日諸社に神宝幣帛が奉られた際には、丹墀真人繩主が丹墀社使となっている。丹墀真人は皇別氏族で、もと丹比公とい、丹比連とは別系統であるが、丹比連（のち丹比宿禰）の没落後当地に勢力を伸ばし、当社の祭祀にかかわったものか。境内北辺からは平安時代の瓦が出土し、神宮寺跡とも考えられている。

⑩伊勢国阿耶賀神 現三重県松阪市大阿坂町・小阿坂町にある阿射加神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の伊勢国壹志郡「阿射加神社三座神聖者」に比定される。『古事記』神代段には猿田毘古神が「阿邪訶」にいた時、比良夫具に手を挟まれ溺れた話が見える。『倭姫命世記』は、垂仁十八年「阿佐加乃弥子」に荒神「伊豆速布留神」が座したこと、さらに大若子命がこの神を勞い祀ったことを記す。同条一書では「社於安佐駕以祭者矣」と述べて、「安佐駕」にこの荒神を祀る社を建立したとする。承和二年十二月十四日従五位下。本日条を経て、斉衡二年正月二十五日従四位下、貞観元年正月二十七日従四位上、同八年十一月四日従三位となっている。

⑪尾張国熱田神 九月庚子（二十六日）条注釈⑤「尾張大神社」参照。

⑫越前国氣比神 現福井県敦賀市曙町にある氣比神社（古筥飯宮・筥飯大神宮とも）の祭神。現在は伊奢沙別命・仲哀天皇・神功皇后・日本武尊・応神天皇・武内宿禰命・豊姫命を祀る。伊奢沙別命は氣比大神、また御食津大神ともいい、神功十三年二月甲子紀には、神功皇后の征韓の後、皇子誉田別尊を武内宿禰とともに遣わして参拝させた

あるなど、古くより鎮座した。『延喜式』神名帳の越前国敦賀郡には「氣比神社七座神名考」とある。越前国一宮。神階は、天平三年の従三位から、本日条を経て、貞観元年(八五九)従一位。寛平五年には正一位勳一等とみえる(『類三』巻第一、神封物并租地子事所載、十二月二十九日付太政官符「応令停止分神封御寄神宮寺事」)。また北陸の要衝の地にあるため、承和六年の遣唐使派遣や、弘安四年の蒙古襲来に際し朝廷より祈願のことがあるなど、北陸道総鎮守ともされた。

⑬筑前国宗像神 七月甲辰(二十九日)条注釈①参照。現福岡県宗像市田島にある宗像大社の祭神。同社は古くより宗像(胸形・宗形)氏が奉祀し、中世には異姓の者も社職についたが、最高祀職は宗像氏が勤め、社家として社職を世襲した。大化改新後、筑前国宗像一郡は神郡として大社に寄進され、宗像氏は宗像郡大領と神主職の両職を兼帯したが、延暦十九年当社神主が宗像郡大領を兼帯することを停められた。以後神主は社務に専念し、天元二年(八七九)には宗形氏能が初めて大官司に任じられた。神階は、承和七年四月の従五位下以来、貞観元年二月三十日太政大臣藤原良房第の従二位勳八等田心姫神・湍津姫神・市杵嶋姫神とともに正二位、天慶年中に正一位勳一等に昇っている。社格については、宗像大神が三座とも名神大社に列せられ、恒例の奉幣はもとより、臨時の奉幣にもしばしばあなかった。『新抄格勅符抄』の大同元年(八〇六)牒には神封七十四戸とあり、ほかに神田もあった。

⑭竈門神 現福岡県太宰府市内山にある竈門神社の祭神。現祭神は玉依姫命・神功皇后・応神天皇。同社は『延喜式』神名帳の筑前国御笠郡「竈門神社大神」に比定される。古代には竈門宮、中世には宝満宮ともみえる。現在は(竈門山)宝満山の山頂に上宮、山麓の登山口に下宮があるが、明治初年の廃仏毀釈までは中腹に中宮もあった。平安時代からは竈門山寺・大山寺・内山寺・有智山寺と称される神宮寺も有した。創建については不詳だが、下宮参道脇の礎石群の調査では鴻臚館式瓦が発掘されており、八世紀後半に遡ると考えられる。確実な史料として、『叡山大師伝』

延暦二十二年閏十月二十三日条、『扶桑略記』同日条の竈門山寺、承和七年四月丙寅(二十一日)紀の竈門神社が早い例で、従五位下から従五位上に叙されたことが知られる。以後、本日条を経て、貞観元年正月二十七日従四位下(但し正五位下からの昇叙)、元慶三年六月八日従四位上、寛平八年九月四日正四位上。嘉承元年十一月三日従一位より正一位に昇った(『中右記』)。奉幣記事は少なく、承和九年七月三日に宗像神・健磐龍神とともにみえる程度である。本来の祭神は玉依姫で、後に応神天皇・神功皇后が合祀されたという。

- ⑮筑後国高良玉垂命神 現福岡県久留米市御井町にある高良大社の祭神。同社は高良山の中腹、筑紫平野を一望する地に鎮座し、山麓には里宮高良下宮社がある。社号は古代に「カワラ」、中世には「カハラ」(『十卷本伊呂波字類抄』伴信友校本)、『高良玉垂宮神秘書』では「カウラ」と記され、現在は「こうら」とする。『延喜式』神名帳の筑前国三井郡「高良玉垂命神社大神」に比定され、同帳では「カワラ」(九条家本)と訓している。筑後国一宮。現祭神は高良玉垂命・八幡大神・住吉大神。本地は勢至菩薩、あるいは龍樹菩薩と説かれる(『宮寺縁事抄』古四一五)。高良神の実体については、武内宿禰説・藤大臣説・筑紫君祖神説・物部氏神説など諸説が提唱されており、このほか、景行の子孫と称する筑後の水沼君の祖先神とも考えられているが(水沼君祖神説)、「高良」の訓が船底板を意味する航かほに通じるなど、本来的に高良神が水・海洋・航行と縁のある性格を持つ存在として認識されていた可能性が指摘されている(『久留米市史』)。『肥前国風土記』基肄郡条には、景行が「御井郡高羅之行宮」で筑肥の経営をおこなったとある。延暦十四年従五位下、弘仁九年名神に列し、以後、本日条を経て、斉衡二年に位田四町、天安元年「従三位高良玉垂命名神」にも封戸・位田が与えられた。貞観六年正二位、同十一年従一位、寛平九年正一位となっている(天慶七年四月二十二日「筑後国神名帳」『高良山文書』)。

- ⑯肥後国健磐龍命神 現熊本県阿蘇市一の宮町にある阿蘇神社の祭神。同社は主祭神健磐竜命を一宮とし、阿蘇都比

咩命・国竜神^(三宮)・比咩御子咩神^(四宮)・彦御子神^(五宮)・若比咩神^(六宮)・新彦神^(七宮)・新比咩神^(八宮)・若彦神^(九宮)・弥比咩神^(十宮)・国造速瓶玉命^(十一宮)・金凝神を祀り、阿蘇十二明神と称す。阿蘇国造の子孫阿蘇氏によつて祀られた。主祭神健磐竜命は神武皇孫で、天皇が速瓶玉命の子惟人に命じてこれを祀らせたという。阿蘇氏が阿蘇谷を開発し、周辺の諸共同体を従えていくのに対応し、火山神と国造神とが結合し、阿蘇神主家が成立し、健磐竜の人格神が確立していったものと思われる。平安時代初期以降、阿蘇神は託宣神としての性格を持つに至り、度重なる火山活動の異変を神意とみる朝廷の奉幣を受け、官社として確立していった。弘仁十四年^(八二三)「従四位下勲五等健磐竜命」に封戸二千戸、斉衡元年^(八五四)には三十戸が加えられ、貞観元年^(八五九)正二位、同十七年阿蘇都比咩に従二位、承和十四年^(八四七)には国造神社の官社化もおこなわれた。『延喜式』神名帳には肥後国阿蘇郡「健磐竜命神社^{大神}」とみえ、さらに寛仁三年^(一一〇)には一代一度の大奉幣を受け、その後肥後国一宮となり、社殿の造営も国司の専当するところとなった。

⑰伊豆国三嶋神 現静岡県三島市大宮町にある三嶋大社の祭神。現祭神は大山祇神・事代主神の二神であるが、以前は大山祇説と事代主説とがあった。本地は薬師如来。天平宝字二年^(七五八)神封十三戸を受け（『新抄格勅符抄』）、天長九年^(八三二)五月后神の伊古奈比咩神とともに名神にあずかり、神宮二院などが作られた。三嶋神は伊古奈比咩神とともに伊豆半島の開発の祖神・伊豆諸島の造成神と称えられ、はじめ同じ場所に祀られていた。伊豆諸島の創世説話を伝える『三宅記』にも、伊古奈比咩神とともに三宅島に宮居していたが、推古二年^(五九四)下田の白浜へ飛んで来たこと記している。つまり、以前は賀茂郡に所在しており、『延喜式』神名帳にも伊豆国賀茂郡に登載されている。神階は本日条の後、仁寿二年十二月丙子^(八五二)（十五日）従四位下、斉衡元年六月己卯^(八五四)（二十六日）従四位下、貞観元年五月二十七日^(八五九)従四位上、同六年二月五日^(八五二)正四位下、同十年七月二十七日^(八五七)従三位と昇叙し、『伊豆国神階帳』には「正一位三嶋大明神」とある。社家は伊豆国造の矢田部家。なお、本日条にて東海道の同社が末尾にあるのは不審である（十月壬子^(八五二)）

日) 条注釈①参照)。以上、本日条所載社には海・河川・山に縁のある神社という共通性がうかがわれ、貞観元年九月八日紀の「遣使奉幣、為風雨祈焉」の中にみえるものもいくつかある。

(告井)

付記 本稿に続く十月壬子(八日)条以降は、京都女子大学史学会編『史窓』第八十一号(二〇二四年三月刊行予定)にて報告している。注釈にある本稿未収録条に対する参照表記は、各々前報告を参照されたい。なお、紙数の都合上、前報告と体裁の異なる点があるが、ご容赦願いたい。

(中村)

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。記してその労を多とする。

(告井)